政令第二百九十八号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令

内閣は、 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号) 第二条第十一号

ホ及びチ、 第四条第三項第三号、 第九条第三項、第十三条第三項、第二十二条第一項、第二十三条並びに第

二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

(中小企業者の範囲)

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第十一号ホに規定

する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次

の表のとおりとする。

並びに工業用ベルト製造業を除く。)	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業		
	三億円	出資の総額	資本の額又は
	九百人	従業員の数	常時使用する
	並びに工業用ベルト製造業を除く。)) 開タイヤ及びチューブ製造業 三億円)

三 旅館業	1		ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
		=	旅館業	千	二百人

2 法第二条第十一号チの政令で定める組合及びその連合会は、 次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

一 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

(特定流通業務施設の区分)

第二条 法第四条第三項第三号の政令で定める区分は、 次のとおりとする。

一卸売市場

一 倉庫(倉庫業の用に供するものに限る。)

 \equiv 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であって、中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同

化により実施する流通業務総合効率化事業(以下「中小企業共同流通業務総合効率化事業」という。)

の用に供するもの

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設

(貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会)

第三条 法第九条第三項 の政令で定める組合又はその連合会は、 次のとおりとする。

一 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会

一 農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

四 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

五 商工組合又は商工組合連合会

六 森林組合又は森林組合連合会

(保険料率)

第四条 法第十三条第三項の政令で定める率は、 保証をした借入れの期間 (中小企業信用保険法施行令 (昭

和二十五年政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れ \mathcal{O} 期間をいう。)一 年につき、 中小 企業信

用保険法 (昭和二十五年法律第二百六十四号) 第三条第一項に規定する普通保険にあっては○・四一パ]

ては〇 同 に 同 セント 法第三 お V し特 て同じ。 · 二 九 パ (手形 条 及び当座貸越 が 三 割引特殊保証 第] 0 セント 場合は、 項に規定する特 し特殊は 手 (同令第二条第一 〇 三 五 形割引特 保 証 ・一五パーセント)とする。 (同 別 殊 小口 パーセント)、 令第二条第一 保 保険にあ 証 項に規定する手形割引特殊保証をいう。 及び当座 0 項に規定する当座貸越し ては〇 貸越 同法第三条の二第一 L 特 殊 九パ 保 証] の場合は、 ーセント 項に規定 特殊 (手形 \bigcirc 保証 · 三 五 する無担 割引 を 以下この条において 1 . う。 特 パ 殊 保 保 セント)、 保険 以下この条 証 及び当 に . あ

一務 大臣

座貸越

殊

保

証

 \mathcal{O}

場合は、

第五条 げ 臣とし、 る事項に係る部分については国土交通大臣、 法第三条第一項、 その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。 第三項及び第四項における主務大臣は、 同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大 基本方針のうち、 同条第二項第四号に掲

2 0 掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、 第七条にお 法第四条第 いて同じ。)、 項並びに第三項及び第五項 第五条第一項及び第二項並びに第二十一条における主務大臣は、 (これらの規定を法第五条第三項において準用する場合を含む 当該各号に定める大臣とする。 ただし、 港湾流 通拠点地区 次の各号に

に おい て特定流 通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、 当該各号に定め

る大臣及び国土交通大臣とする。

中 小企業共 同 流通業務総合効率 化 事 業 イからハまでの区分に応じ、 それぞれイからハまでに定める

大臣

1 貨物流 通事 業者 (貨物 の輸送、 保管その 他 の流通のうち国土交通省 の所掌に係るものの事業を行う

者をいう。 以下この 項において同じ。) が実施するもの 国土交通大臣 及び経済産業大臣

口 食品生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水 産 大臣

ハ 貨物流 通 事業者及び食品生産業者等以外の者が実施するもの 経済 産 業大臣

前号に掲げるもの以外 の流通業務総合効率化事業 イからニまでの区分に応じ、 それぞれイからニま

でに定める大臣

イ 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣

口 食品生産業者等が実施するもの (ハに掲げるものを除く。) 農林水産大臣

食品生産業者等が実施するもののうち、 物資の流通の効率化を図るための情報処理システム、 設備

又は一連の措置 (物資 の種類を問わず利用 Ĺ 又は実施し得るものに限る。)を導入するもの 経済

産業大臣及び農林水産大臣

= 貨 物流 通事業者及び食品生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

3 法第七条第 項及び第二項における主務大臣 は、 次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、 当

該各号に定める大臣とする。

一 卸売市場 農林水産大臣

二 倉庫(倉庫業の用に供するものに限る。) 国土交通大臣

 \equiv 前二号に掲げるも の以外の流通業務施設であって、 中小企業共同流通業務総合効率化事業の用に供す

るもの 経済産業大臣

兀 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 国土交通大臣、 経済産業大臣及び農林水産大臣

(都道府県が処理する事務)

第六条 法第四条第一項及び第三項(法第五条第三項において準用する場合を含む。)、 第五条第一項及び

第二項、 第七条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済

業務 大臣 産業大臣 に関するこれらの規定 施 設 一の権限 \mathcal{O} 所 在 地を管理 (中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものに限る。) 1轄す ,る都道[,] は、 都 道 府 温知事 府県知事 が行うこととする。 に関する規定として都道 この場合にお 府 県知 事 1 に属する事務は、 7 に は 適 用 が 当該 あ るも 事 務 E のとする。 特定流 係 る 主務 通

(権限の委任)

第七 任する。 事 大臣 大臣に属 <u>,</u> 業 条 に \mathcal{O} 係るも 権 法 す 第四 限 る権限は、 のうち国土交通大臣に属する権 条第 \mathcal{O} を除く。 項、 特定流通業務 第三項及び第五 並びに法第七条第 施設 項、 の所在地を管轄する地方運 限 第五 (港 項及び第二項 湾流 条第一項及び第二項並 通 拠点地区に の規定による主務大臣 輸 お 局 いて特定流 長 びに第二十一条 (運輸; 監理部長を含む。 通 業務 . の権! 限 施 の規定による主 のう 設 0) 5 整 玉 備 土 を行う 交通 に委 務

 \mathcal{O} に る場合を含む。) 権 係るものに限 法第四条第一項、 限 のうち国土交通大臣に属する権限 . る。) 並びに第六条第二項の規定による国土交通大臣の権限は、 第三項及び第五項、 並びに法第四条第六項及び第七項 第五条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定による主務大臣 (港湾流通拠点地区において特定流通業務施設 (これらの規定を法第五条第三項におい 特定流通業務施設の所在地 \mathcal{O} 整 備を行う事 て準 用 を す 業

2

管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四条第 項、 第三項及び第五 項、 第五 条第 項及び第二項、 第七条第一項及び第二項並びに第二十

条の 規定による主務大臣 0 権 限 のうち経済産業大臣に属する権限 中 小企業共同 流通業 務総 合効率: 化

業に係るものを除く。 は、 特定流 通業務的 施設 0 所在 地を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四名 · 条 第 項、 第三項及び第五 項、 第五 条第一 項及び第二項、 第七条第一項及び第二項並 びに第二十

条の 規定による主務大臣 一の権 限 のうち農林水産大臣に属する権 限 は、 特定流河 通業務施設 \mathcal{O} 所 在 地を管轄

する地方農政局長に委任する。

附 則

(施行期日)

第 一条 この政令は、 法の施行の日 (平成十七年十月一日) から施行する。

(中小企業流通業務効率化促進法施行令の廃止)

第二条 中小企業流通業務効率化促進法施行令 (平成四年政令第二百八十二号) は、廃止する。

(地方税法施行令の一部改正)

第三条 地方税法施行令 (昭和二十五年政令第二百四十五号) の一部を次のように改正する。

を 方メート 附 「三千立方メートル」 則第十一 ル を 条第三項第一号へ 三千平 に改 方メート め、 (1) 中 ル 同 号ホを同号へとし、 「八百五十平 に改め、 同 方 号へを同号トとし、 メート 同 号ニ(1)中 ル」を 千五 「三千五百立方メート 同号ホ(1)中 百平方メ] 「千六百立方メ トル」に、 ル を 「千六百平 1 五. 千立 ル

規定する認定総合効率化計 流 通 のであること。 業務の総合化及び効率 画 に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設に該当す 化の促進に関する法律 伞 成十七年 法 律第八十五号) 第五 ·条第二: 項に

るも

方メート

ル

に改め、

同

号ニを同号ホとし、

同

号ハ

の次に

次の

ように加える。

掲げ 区又は都市計 交通大臣が総務大臣と協議して指定する」に改め、 附 「前号ホ」を「前号へ」に改め、 る高速自 則第十一条第三項第二号中 動車国道及びこれに類する道路 画法第四条第七項に規定する市街地 「流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務 同号二中「前号へ」を「前号ト」に改め、同項第三号を削り、 で 周 辺 開発事業が行われる土地の」を 同号ロ中「及びハ」 の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として国土 を 「からニまで」に改め、 「道路法第三条第一号に 同号 同 地 ハ

中

六項第二号中 「第三項第一号ハ」 の下に「及びニ」 を加え、 同項第三号中「階高及び」を削り、 「それぞ

れ 匹 メ 1 ル 以上及び八百五十平 方メ <u>ا</u> ۲ ル を 「千五百平方メートル」 に、 「千六百平方メー トル」 を

「三千平方メートル」に改める。

(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四 条 前 条 *(*) 規定によ る改正 後 \mathcal{O} 地 方税法 施行令 附則第十一条第三項及び第六項の規定は、 この 政 令 の施

行 \mathcal{O} 日 以 後に 新 設され、 又は 増設され た同条第三項に 規定する倉庫及び 同 条第六項に規定する上 一屋に対 L

て課する平成 +八年度以後 の年度分の 固定資産税及び 都市 計 画税について適用し、 同日前 に新 設 いされ、 又

は 増設された前条の規定による改正 前 \mathcal{O} 地方税法施行令附則第十一条第三項に規定する倉庫 及び 同条第六

項に規定する上屋に対して課する固定資産税及び 都市計画税については、 なお従前 の例による。

、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令 (平成十六年政令第百八十二号) の一部を次のように

改正する。

第二条第一項第一号に次のように加える。

ノヽ 業務総 に規 流 定する中 通業務の 合効率 総合化及び効率 化 小 企業者 事 業に つい が ての 他 \mathcal{O} 化の促進に関する法律 計画 事 業者との [であ 0 連 て同法第四 携により実施 (平成十七年法律第八十五号) [条第 しようとする同条第二号に規定する 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けたも \mathcal{O} 第二条第十一号 (同 法 第 五. 条第 流 通

効率 化 事 業であ って、 経済産業省令で定める基準に適合してい るも \mathcal{O}

項

0

規定による変更の認

定が

あったときは、

その変更後

 \mathcal{O}

ŧ

0

に従

って行う当該

流

通業務

総

合

(経済産業省組織令の一部改正)

第六条 経済 産 **産業省組** 織令 (平成十二年政令第二百五十四号) の一部を次のように改正する。

第九十条に次の一号を加える。

七 流 通業務 の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の施行に関する事

務 で経済産業省の所掌に属するものに関すること(中小企業庁の所掌に属するものを除く。)。

第百 六十二条中第四号を削 り、 第五号を第四号とし、 同条に次の一号を加える。

五 流 通 業務 の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること(中小企業者が他 の事業者と

 \mathcal{O} 連 携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関することに限る。)。

(国土交通省組織令の一部改正)

第七条 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十三号を削り、 第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号) の施行に関す

る事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること(港湾局及び政策統括官の所掌に属するも のを

除く。)。

第四十七条中第七号を削り、 第八号を第七号とし、 同号の次に次の一号を加える。

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属する

£ のに関すること(港湾局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)。

第百六十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること(港湾流通拠点地区に関する

ことに限る。)。

(中小企業政策審議会令の一部改正)

第八条 中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

法律第六十五号)第三条第三項」を削り、 第五条第一 項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「、中 「及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 ·小企業流通業務効率化促進法 (平成四年 (平成十

年法律第十八号)」を「、

中小企業の新たな事

業活動

の促

進に関する法律

(平成十一年法律第十八号)

及び流通業務の総合化及び効率 化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号) 第三条第三項」に改

める。